

# 議事録

第 22 回 定 例 総 会

令和7年5月12日

## 太田市農業委員会 22回定例総会議事録

開会日時	令和7年5月12日（月）午後2時									
閉会日時	令和7年5月12日（月）午後3時									
開催場所	太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）									
出席委員 (18人)	1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男 5 太田 安弘 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫 9 津久井準一郎 10 木村 克巳 11 高木 勝 12 清水 由紀江 13 中村 幸江 15 小磯 典夫 16 石原 康男 17 室田 道博 18 永井 幸二 19 片亀 昌子									
欠席委員 (1人)	14 内田 達夫									
出席職員 (9人)	毛呂局長 小此木次長 河内次長補佐 高田次長補佐 川田係長代理 町田主任 須永主任 永井主事補 堀越主任専門員									
会議に付 した事項	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)									
報告事項	報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について 報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について									
協議事項	令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について									

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第22回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 続いて、会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 長 (異議なしの声あり)  
議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 長 (異議なしの声あり)  
議 長 それでは、12番 清水由紀江委員 と 13番 中村幸江委員 のお二人にお願いいたします。  
また、書記につきましては事務局の堀越主任専門員を指名いたします。  
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 訂正が2件ございますので、ご連絡させていただきます。  
1点目が議案書5ページになります。議案書5ページをお開きください。5ページの19番の譲渡人の●●●●●様の年齢が誤っておりますので、訂正をお願いします。77歳と記載がありますが、75歳が正しい形となっておりますので、77歳を75歳に訂正をお願いいたします。

もう1点につきましては、議案書の27ページをお開きください。議案書27ページの4番の賃借人のところ、亡くなった方が●●●●さん、相続人●●●さんと記載がありますが、この記載が逆になっておりまして、亡くなった方が●●●さん、相続人が●●●●さんが正しい形となり、逆になっておりますので、訂正をお願いいたします。

訂正については以上となります。

## 5 議事顛末

- 議長 それでは、これより議事に入ります。
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
- 提出件数は24件です。
- 事務局より、提案をお願いします。
- 事務局 提出件数24件について、朗読し詳細を説明する。
- 1番 高林北町の土地 田 1,479 m<sup>2</sup> 外2筆 計4,304 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
- 2番 牛沢町の土地 田 582 m<sup>2</sup> 外1筆 計936 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 3番 牛沢町の土地 畑 522 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,601 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 4番 牛沢町の土地 畑 475 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 5番 牛沢町の土地 畑 962 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 6番 牛沢町の土地 畑 944 m<sup>2</sup> 外2筆 計1,503 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 7番 牛沢町の土地 畑 544 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 8番 牛沢町の土地 畑 281 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 9番 牛沢町の土地 畑 939 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。
- 10番 牛沢町の土地 畑 492 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図

り、永く農業に従事したい。

11番 牛沢町の土地 畑 260 m<sup>2</sup> 外2筆 計1,076 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

12番 高林北町の土地 田 665 m<sup>2</sup> 外3筆 計4,153 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

13番 新田小金井町の土地 田 5,219 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、張り合いを持って充実した農業経営を行いたい。

14番 八重笠町の土地 田 3,017 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

15番 八重笠町の土地 田 1,420 m<sup>2</sup> 外1筆 計1,500 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

16番 八重笠町の土地 田 2,938 m<sup>2</sup> 外1筆 計3,766 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模拡大を図り、永く農業に従事したい。

17番 台之郷町の土地 田 1,726 m<sup>2</sup> 外3筆 計2,617 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

18番 台之郷町の土地 田 2,203 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

19番 堀口町の土地 畑 188 m<sup>2</sup> 外2筆 計1,695 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

20番 武蔵島町の土地 畑 870 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

21番 新田下江田町の土地 田 1,828 m<sup>2</sup> 外2筆 計2,909 m<sup>2</sup>、譲渡人の要望もあり、自宅近隣の農地を取得したい。

22番 新田大根町の土地 畑 2,727 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営の安定を図りたい。

23番 新田上江田町の土地 畑 1,432 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営の安定を図りたい。

24番 新田上中町の土地 畑 1,004 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

1番から24番について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から13番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報

告願います。

なお、番号 13 番については、第 5 地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。

19 番 委 員

番号 1 番について、報告いたします。1 番は農地法第 3 条の規定による許可申請です。譲受人は●●●●さん、譲渡人は●●●●●さん、87 歳です。土地の表示としては、計 3 筆、面積は 4,304 m<sup>2</sup> となっております。申請理由は、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。耕作できないので、農地を譲渡したいという内容です。当事者の状況ですが、●●さん宅に訪問してまいりまして、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック等を所持しております。土地も現地を確認いたしました。その結果、地区協議会で何ら問題はなしとのご意見がありました。皆様のご意見をよろしくお願ひいたします。以上です。

1 番 委 員

続きまして、農地性の調査確認書に基づきまして現地を確認したところ、農地のため、特に問題はなく、許可相当と意見決定いたしました。再度のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続けて、番号 2 番から 13 番まで、沢野地区の関係でございますので、沢野地区からご報告いたします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき、現地を確認、調査した結果をご報告いたします。

まず、番号 2 番から 11 番までにつきましては、譲受人が足利市の●●●●●●●●●というところでございます。2 番から 11 番まで、いずれも農地を譲り受け、経営規模の拡大を図り、長く農業に従事したいということでございます。また、譲渡人としますと、2 番から 11 番までいろいろあるのですが、体調が悪く耕作できないため、譲渡したい。相続により取得者が耕作できないために譲渡したいというような理由でございます。当時、譲受人につきましては、農地を譲り受けて経営規模を拡大したいということで、米、あるいは梅の作付をしたいというような状況でございます。必要な農機具も所有しております、また、現地を確認しましたところ、この地域は石田川の土手際になる土地でございまして、現状は耕作している土地は少ないのですが、大まか草退治ぐらいはしてあるのですが、将来的に移行しても、今後、こういった農業法人の方に譲り受けてもらってやっていただきたいほうがいいかなということで、特に周辺農地への支障もなく、農地法第 32 項各号には該当しないため、問題もないものと判断し、許可相当と決定いたしました。

続きまして、番号12番ですが、これは譲受人が●●さん、譲渡人が●●さんということで、こちらも農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。耕作できないので、農地を譲り渡したいということでございます。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、農地法第32項各号には該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

7番 委員

2番から12番までの再度のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。番号13番について7番が報告いたします。

譲受人は●●●●●さん、●●●●●さん、譲渡人が●●●●●さん、農地を譲り受け、張り合いを持った充実した農業経営を行いたい。長年の農業労働参加の感謝として、妻と子に農地を譲渡したいということなので、現地を確認したところ、農機具も一通りそろっておりまして、あと、本人と3人で農業をやっているのをいつも見ていて、許可相当と決定しました。

再度のご審議をよろしくお願ひします。

9番 委員

番号13番について、5地区からご報告いたします。

13番ですが、今、説明のありました土地につきまして、確認調査をしたところ、高齢のため、妻子に農地を贈与したいということで、申請地は農地で田んぼということで、農地性の確認はされました。周辺は全て農地であります、支障はなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、この土地については、●●●●●●で買収予定の農地になっております。以上です。

議長

ただいま、第1地区協議会及び第5地区協議会より番号1番から13番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

16番 委員

意見ということではないですけれども、●●●●●●●●●について私の知る限りでお話したいと思います。今、大分太田市内に●●●●●●●●●●●●が3条関係で買収にかかっているようです。この業者は法人なのですけれども、田植えそのものについてはGPSを使ったりしているのです。そんなことを言つては申し訳ないですが、結構管理が行き届きです。それともう1点、その先に見えているのが、この土地を買って営農型太陽光発電をしようというもくろみもあるようですので、今後の状況についてひとつ気にかけながら対応していただ

ければと思いますので、参考になりましたらひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。すみません、その管理というのは、草とか何かがずっと生えてしまっている、そういう関係の管理ですか。

16番委員 はい、そうです。結局、機械を便りにしていますので、細かいところまで行き届かないというのが現状です。だから、畦畔であったりというのが結構そのままになっている。要するに、病虫害の発生の原因になってくるような場所にもなりますので、それを強制的にやれということは言えないでしょうけれども、目に止めておく必要があるかなという感じがいたします。最終的に何かというのは、さっき言いましたように、営農型太陽光発電をどうも会社そのもので、それを方針に走っているような感じがいたしますので、ぜひ気に止めていただければと思います。

議長 ありがとうございます。特に事務局、管理のところは問題なければ、それを渡す際に先方に注意をするようにできますか。

事務局 こちらの法人は、立ち上げから日が新しいもので、そういった周辺の部分についても気が回らないものかと思われますので、許可証の交付の際に、こういった意見があったということを申し伝えます。

議長 ありがとうございます。

18番委員 関連でよろしいですか。

議長 どうぞ。

18番委員 今、16番委員から発言がありましたけれども、●●●●●●●●●●は、うちのほうの地区にもこれから説明がありますけれども、今、管理が不十分だということになると、周りの売らない人の地権者に大きな迷惑がかかります。したがって、申請の中に周りに迷惑をかけた場合は、速やかに雑草防除とか、圃場衛生に努めますとか、圃場維持というのは非常に大事なことなので、そういうのを一筆入れてもらったほうがいいのではないかと私は思います。以上です。

- 議長 事務局、たしか申請書が何かに、そういうことが書いてあったような気がしたけれども、それはどうなっていますか。
- 事務局 申請のほうで同様の内容が記載はされてはいるのですけれども、具体的にそういった部分、畦分その他の管理適正ということで、ほかのものに影響が及ばないように努めますということで、今回の申請については、記載はされております。
- 議長 18番委員、よろしいですか。
- 18番委員 よろしいですよ。
- 議長 では、それは渡すときにきちんともう一度言ってくれますか。
- 事務局 かしこまりました。
- 議長 それでは、ご意見、ご質問等ござりますか。
- 5番委員 先ほどの13番なんだけれども、譲り受けて農業経営をしたいというなんだけれども、さっき最後の報告に●●●●●●に土地を売ってというのでは、目的が売買では違うのではないかですか。そういう報告があつたのでは、申し訳ないけれども、おかしいような気がするのだけれども、どうですか。
- 16番委員 税金対策ではないのか。
- 9番委員 私も、これを見たときに、贈与で渡すのはいいのですけれども、たしかそういう話、うちの近所のも、あの辺に土地を持っていて、来年あたりに買収が終了するような話も聞いているので、とりあえず一応話をしておいたほうがいいかなと思いました、さっきつけ加えた次第です。
- 5番委員 目的を変えてもらわなければ、だめではないですか。
- 9番委員 その辺をどう扱うかというところを検討しているものであります。
- 5番委員 だめではないですか。
- 事務局 こちらの農地については、特段ほかの民間企業が買収するというような話は、こちらでは把握しておりません。9番委員が直接●●さんから、そういったお話を伺ったということでおろしいでしょうか。
- 9番委員 いや、そういう話ではないです。つまり、近辺の田んぼのほうが買収にかかりれているということで、果たしてこれでいいのかなということ

- 事務局 があつたので、ちょっと申し上げたのですけれども。
- 9番委員 周辺が市街化編入等の余波で開発の圧力が高まっているのは確かなのですが、この農地に関して、そういったお話は特段事務局では把握しておりません。
- 事務局 ということは、単なるうわさ話ということですか。そんな話を聞いたものですから、どうなのかなと思って、ちょっと意見として述べてみたんですけれども、果たして田んぼとして有効に活用できるのかどうか、ちょっと疑問があつたものですから、付け加えたわけです。
- 6番委員 あと1つ事務局から補足いたしますと、●●さんという方は、こここの農地に限らず、幾つか農地をお持ちなのですけれども、その農地を直近だと令和4年、その前だと令和元年ぐらいですか、同じような形で家族に分配といったらあれですけれども、分け与えているような申請を3条で行つておられる方です。
- 6番委員 今の事務局の話を聞けば、今回の関係については、農地を譲り受けて、農業経営を行いたいというのを一応信用するしかないのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。
- 議長 意見はありますか。
- 5番委員 何とも言えないよね。
- 議長 事務局が取得しています情報が、まさにこの地域が開発の対象になつておらず、●●●●が関与しているという事実はないようですから、周辺では、そういううわさがあつて、うわさそのものですから、まさに6番委員が言われるように、この案件については特段、うわさがあるということだけ知っておいていただければということでおろしいですか。
- 5番委員 結構です。
- 議長 それでは、採決いたします。
- 議長 番号1番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番から13番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号14番から18番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番 委員

番号14番、15番、16番について、報告いたします。これは買受人が同じ人で、●●●●●●●●●●●●●●、3つとも同じです。場所は八重笠沼の近くであります。今後、周りを全部買収にかけておりまして、最初、この3筆が買収に応じたものであります。買収の内容は、當農型太陽光をするというような名目で買収をかけております。この人が、最初は水稻と梅を作付するというような内容であります。申請理由は、農地を譲り受け、経営規模拡大を図り、長く農業に従事したいとあります。耕作しないので、農地を譲渡したい。地区内の耕作者が高齢化する中、若者が担う参入法人に農地を譲渡したい。体力がもたず、後継者もいないので、農地を譲渡したいという申請理由であります。農機具は、トラクターが1台と田植機が1台、コンバイン1台を所有しております、場所は遠いんですけども、近くの堀込町に農機具なんかを置いてある場所があるそうで、近場で作業するようなことが報告されております。

先ほどもありましたように、管理が不行き届きというようなことがあったんですけども、また、この人が管理をしますというようなことで、努力しますというようなことでありますけれども、多少そういうようなのが上がったら、受付、申請したときに、却下、受け付けないというようなことはできないのでしょうか。書類がそろっていればいいというようなことになっているので、許可した後、また管理不行き届きというようなことの報告を受けた場合は、この次もまた申請書類が整っているからというので、また受け付けてしまうのかどうなのか。

第2地区においては、許可相当と意見決定いたしました。以上です。

13番 委員

番号17番、18番について、報告いたします。17番、18番は、いずれも譲受人は同じで、経営規模を拡大したい。譲渡人は、17番は後継者がいないので、農地を譲渡したい。18番は、高齢なので耕作できないので、農地を譲渡したいとのこと。譲受人は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、ドローン1台を所有しているので、規模拡大については問題はないと思われます。現地を確認した結果、きれいに使用されていますので、周りに迷惑をかけていないようなので、当協議会では問題ないと意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

- 議長 ただいま第2地区協議会より番号14番から18番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員長 なし。
- ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号14番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号14番から18番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号19番及び20番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 8番委員 番号19番、20番について、第4地区から報告いたします。
- 農地を譲り受け、経営規模を拡大したいという報告です。周辺農地にも影響がないので、第4地区では許可相当と決定いたしました。
- 再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま、第4地区協議会より番号19番及び20番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員長 なし。
- ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 番号19番及び20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号19番及び20番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号21番から24番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 15番委員 番号21番について、報告いたします。相続により取得したが、遠方に居住しており、管理できないので、譲渡したいということで、多分年齢からして、名字から判断して、兄弟に贈与するものと思われます。調べてまいりましたが、適当に管理されておりまして、何ら問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願ひいたします。以上です。
- 10番委員 続きまして、番号22番、23番、24番について報告いたします。
- 今回の申請3件は、3件とも経営規模拡大のため、申請地を譲り受け

たいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないことと判断しました。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議長	ただいま、第5地区協議会より番号21番から24番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委員長	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
	番号21番から24番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手 全員)
議長	全員賛成ですので、番号21番から24番を許可とすることに決定いたします。
議長	続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
	提出件数は3件です。
	事務局より、提案をお願いします。
事務局	提出件数3件について、朗読し詳細に説明する

1番 新田赤堀町の土地 1,682 の内 241.30 m<sup>2</sup> 外18筆 計32,268 の内 1,732.56 m<sup>2</sup>、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可となります、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

通路用地として一時転用するものです。

2番 新田市町の土地 198 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

3番 大久保町の土地 286 m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農作業所及び通路用地として敷地拡張するものです。以上、提案させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番及び2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番 委員

番号1番について、報告いたします。これは高崎の●●●●●●で、水路の堀さらいをするについて、機械を入れるために通路として水田の一部を道路用地として一時転用するという案件でありまして、計19筆の申請が出ております。これもやがては太陽光になるそうですが、その準備段階としての水路の泥上げ工事に水田の一部を使用するというもので、一時転用でありまして、これも何ら問題ないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

9番 委員

続きまして、番号2番について、第5地区から報告いたします。番号2番は敷地拡張案件であります。住宅建設のため、土地調査をしたところ、宅地の一部が農地であることが判明したため、是正したいとのことであり、始末書を添付し、申請がありました。今後は十分注意するとのことで、許可基準チェックリストにより現地確認をしたところ、周囲に支障はなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま、第5地区協議会より番号1番及び2番について報告がありました

が、ご意見、ご質問等ござりますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番及び2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番及び2番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

12番 委員

番号3番について、報告いたします。第6地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、申請人は農作業所と通路を農地法の許可を受けずに利用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま、第6地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成ですので、番号3番を許可とすることに決定いたします。

議長

続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求める。

提出件数は1件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番、東金井町の土地 1,144 m<sup>2</sup> 外11筆 計6,729 m<sup>2</sup>、を露天車両置場用地として許可を得ましたが、会社の資産管理の都合で分けたいため露天駐車場用地として、当該権利を承継するものです。

以上1件、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番 委員

番号1番について、第2地区から報告いたします。こちらは4年ぐらい前に売買になった、同じ会社同士で名義を変えるというだけのものですから、地区協議会では許可相当と意見決定しました。現場は駐車場用地になります。以上です。

議長	ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委員長	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手 全員)
議長	全員賛成ですので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
議長	続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は35件です。 事務局より、提案をお願いします。
事務局	提出件数35件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 99m<sup>2</sup>、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 米沢町の土地 283m<sup>2</sup>、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

3番 細谷町の土地 311m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 高林西町の土地 300m<sup>2</sup> 外2筆 計362m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 由良町の土地 1,175m<sup>2</sup> 外1筆 計1,226m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

6番 別所町の土地 210m<sup>2</sup> 外1筆 計495m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、

一般住宅用地として転用するものです。

7番 別所町の土地 186 m<sup>2</sup> 外1筆 計495 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 脇屋町の土地 498 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 龍舞町の土地 138 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 龍舞町の土地 489 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

11番 台之郷町の土地 353 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

12番 上小林町の土地 74 m<sup>2</sup> 外1筆 計395 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 矢場町の土地 312 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

14番 東金井町の土地 1,144 m<sup>2</sup> 外11筆 計6,729 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

15番 東金井町の土地 100 m<sup>2</sup> 外2筆 計2,191 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

16番 東金井町の土地 69 m<sup>2</sup> 外1筆 計474 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

17番 安良岡町の土地 983 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

18番 東長岡町の土地 847 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

19番 東長岡町の土地 6.18 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、ゴミステーション用地として転用するものです。

20番 丸山町の土地 499 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21番 原宿町の土地 909 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

22番 強戸町の土地 353 m<sup>2</sup> 外2筆 計2,619 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

23番 菅塩町の土地 50 m<sup>2</sup> 外1筆 計500 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設

で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

24番 粕川町の土地 95 m<sup>2</sup> 外1筆 計167 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

25番 粕川町の土地 299 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

26番 新田木崎町の土地 1,090 m<sup>2</sup> 外1筆 計2,180 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場及び露天駐車場用地として転用するものです。

27番 新田木崎町の土地 164 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

28番 新田赤堀町の土地 276 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

29番 新田赤堀町の土地 331 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

30番 新田市町の土地 419 m<sup>2</sup> 外5筆 計3,058.73 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

31番 新田村田町の土地 255 m<sup>2</sup> 外1筆 計281 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

32番 新田上江田町の土地 865 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、農業用物置用地として転用するものです。

33番 新田上中町の土地 253 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

34番 藪塚町の土地 1,043 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、植木の植栽育

成地用地として転用するものです。

35番 大久保町の土地 1,323m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となります、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

建壳分譲住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から8番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番 委員

番号1番から4番まで、沢野地区から報告いたします。

1番から4番まで、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。

1番から4番まで、申請理由としますと、借家に住んでおり、資金の都合がついたため、立地条件のよい申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでございます。いずれも現地を確認したところ、既に住宅が建っているところでございまして、周辺の農地には特別支障も、問題がないので、許可相当ということに意見決定いたしました。  
再度のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

7番 委員

続いて、番号5番から8番について報告いたします。

5番についてですが、土木建設業を営んでおり、利便性のよい申請地を借り受け、資材置場に利用したいということです。現地を確認した結果、周辺の農地にも支障がないので、許可相当と決定しました。

番号6番、7番、8番については、借家に住んでおり、手狭になったため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということなので、現地を確認したところ、周辺の農地に支障がないと意見決定しました。

再度のご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、第1地区協議会より番号1番から8番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

- 委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番から8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)  
議 長 全員賛成ですので、番号1番から8番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号9番から21番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番 委 員 番号9番、10番について、休泊地区から報告いたします。  
9番は、場所は龍舞町で、休泊中学校の近くであります。これは4月に審議いただいた隣であります。周りは住宅が建っておりまして、農地はありませんでした。申請理由は、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということあります。周辺農地はないので、家ばかりです。  
10番も、前に一度審議いただいたところであります。これもまた、申請理由として、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいというものです。これも東の方と南の方には農地がありますけれども、周辺にあまり支障はないものと判断いたしました。第2地区においては、許可相当と意見が決定しております。  
再度審議のほど、よろしくお願ひします。以上です。
- 13番 委 員 番号11番から13番まで報告いたします。  
11番は、近隣でコンピューターソフトウェアの開発業を営んでおり、申請地を取得して従業員の露天駐車場として利用したいとのことです。現地を確認したところ、農地はなく、両隣は住宅となっているので問題はないと思います。それから、露天駐車場用地以外に使用しないという誓約書も添付されておりますので、問題はないかと思います。  
12番は、借家に住んでいて、資金の都合もついたので、申請地を取得して自己の住宅を新築したい。これも前に申請が出ていて、転用済みの隣になっていますので、問題はないと思います。  
13番も、同じく借家に住んでいて、資金の都合がついたので、申請地を取得して自己の住宅を新築したいとのこと。現地を確認した結果、周りは住宅になっているので、問題はないと思われます。当協議会では問題ないと意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、お願いします。

3番 委員

番号 14 番から 19 番まで報告いたします。

14 番は、先ほど承認いただいた件の埋立地のことです。15 番と 16 番は、これに隣接したところを買収して一体化利用するということで、この 14 番、15 番、16 番で、いつも騒いでいた東金井の農地は全て●●●●が手に入れました。

17 番は、露天資材置場ということで、造園業を営んでおり、半分くらい農地法の許可を得ていないので、是正して露天資材置場として利用するという申請です。

18 番は太陽光発電所をやると。周りはもう住宅とお寺さんの墓地等で農地に影響がないので、許可相当と意見決定しました。

19 番は、隅切りの 6.18 m<sup>2</sup>のところの所有権移転です。農地を相続したが、遠方で管理ができないため、叔父に贈与したいということです。地元では、許可相当と意見決定しました。以上です。

番号 20 番と 21 番について、報告いたします。

20 番は、一般住宅用地として申請地を父より借り受けて自己の住宅を新築したいと。使用貸借として位置づけてあります。

さらに、21 番は、露天資材置場用地として転用目的として出ておりまして、この譲受人は建設業を営んでおりまして、申請の用地を取得して資材置場として利用したいということなのですけれども、資材のものは砂利等と書いてあります。そこで、事務局等に連絡しまして、西側は障がい者施設の作業所で、東が住宅地となっております。当時、確認したときは、周辺住民の説明をしていないですよということだったので、一応説明確認の文書を添付してくれと事務局に電話しましたら、事務局のほうで、そこまで許可基準の中でやるんですかという話ですけれども、許可基準から見た判断は、営農に支障はないかということを視点に置いております。しかしながら、こういう資材置場の関係については、近くに住宅があった場合は、その近辺の住民の理解と協力の文書を添付しないと、後で何かあった場合、責任が持てないのです。それで一応説明文は添付するということで確認が取れたので、いずれにしても、20 番、21 番、地区協議会としては許可相当として判断しましたので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

18 番 委員

議長  
委員

ただいま、第 2 地区協議会より番号 9 番から 21 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ござりますか。  
なし。

- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号9番から21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号9番から21番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号22番及び23番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号22番について、報告いたします。  
許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲渡人は3名おり、申請地の維持管理、耕作が難しくなり、譲受人の提案を受け申請するものです。譲受人は、再生可能エネルギーに取り組み、申請地を取得し、太陽光発電を行うものです。現地を確認したところ、周辺農地への影響は、東側は狭いですが、道となっており、他の部分は畠ですが、日照については、太陽光の高さが1.1mから1.5mぐらいで影響ないものと思われます。また、西側、北側は、段差のある畠で低くなっていますが、雨水等の流出については、場内に浸透処理を行う業務を受ける対応を取ることで支障はないと思われます。周辺農地の所有者の説明もされており、誓約書の提出もされているので、総合的に見て問題がない案件と地区協議会では許可相当と意見決定しました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 16番委員 番号23番について、報告いたします。この土地は、祖母から贈与を受けまして、そこへ新築をしたいということですが、これは令和5年度のときに農振の除外が許可になりましたので、その土地について住宅を新築するというような状況でございます。現場は周り中が宅地でございまして、唯一残った畠状態のところに造るということで、地区協議会においては何の問題もない、許可相当で結論が出ました。  
再度ご審議をお願いいたします。以上です。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号22番及び23番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号22番及び23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 22 番及び 23 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号 24 番及び 25 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

8番 委員 番号 24 番について、第 4 地区より報告いたします。不動産業を営んでいて、隣接の宅地と借家を購入し、借家人の駐車場として利用するため、申請地を取得したいということです。

25 番につきましては、その宅地の一角にある借家に住んでおり、資金の都合がついたため、申請地を取得し、自己の住宅を新設したいということで、周辺農地にも影響がありませんので、第 4 地区では許可相当といたしました。

再度審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第 4 地区協議会より番号 24 番及び 25 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ござりますか。

委員長 なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 24 番及び 25 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号 24 番及び 25 番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号 26 番から 33 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15 番 委員 番号 26 番から 29 番まで、報告いたします。

26 番は、露天資材置場及び露天駐車場用地として使用するものであります。付近に資材置場などがありまして、これも何ら問題ないと思われます。

27 番は、これも露天駐車場用地としてですが、会社の事務所の隣接する土地を購入して、これも駐車場として利用するというもので、これも何ら問題ないと思われます。

28 番は、一般住宅用地ですが、付近一帯が宅地化されまして、最後に残った 1 件か 2 件かの農地を宅地化するというものであります、も

う1件か2件すると、この付近一帯はすっかり住宅地と変化してしまいます。これも適当と思われます。

29番ですが、これも広い道路に囲まれた三角形をした畠であります、小さく宅地にするために、区画を分離されており、そのうちの一部でありますと、これも何ら問題ないと思われます。全て地区協議会では判断されまして、適当と認められました。

よろしくご審議のほど、お願ひいたします。以上です。

9番 委員

続きまして、同じく第5地区から報告いたします。番号30番から続けて31番と報告していきたいと思います。

まず、30番ですけれども、地権者は高齢で多くの面積を耕作できないため、また、譲受人の会社も資材置場が飽和状態のため、北側に隣接する農地を買い受け、資材置場としたいとのことで、周辺に譲渡人の農地もありますが、耕作には支障ないものであります。

続きまして、31番の報告をします。現在、借家に住んでおりまして、自分の住宅を新築したいとのことで申請がありまして、チェックリストに基づき現地確認をしましたが、周囲も住宅となっており、支障がなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

30番、31番、併せて再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、番号32番、33番について報告いたします。

32番は、譲受人は農業を営んでおり、規模拡大に伴い、農業用資材置場が手狭になってしまうため、申請地を農業用物置用地として譲り受けるものです。

33番は、譲受人は借家に住んでおり、母より申請地を借り受け、自己の住宅を新築するものです。

2件とも現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

ただいま、第5地区協議会より番号26番から33番について報告がありましたと、ご意見、ご質問等ございますか。

3番 委員

すみません、参考に、30番はどのくらいの価格で売買されているのでしょうか。差し支えなければ単価を教えてください。

9番 委員

土地購入費として●●●●●ということで載っておりますけれども、面積が3,058.73m<sup>2</sup>で●●●●●ということで土地購入費が計上されております。単価は割り返さないと、すみません。

3番 委員

はい、分かりました。ありがとうございました。

- 議長 ほかにご意見、ご質問等もなければ、採決いたします。  
番号 26 番から 33 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成ですので、番号 26 番から 33 番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号 34 番、35 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11 番 委員 番号 34 番について、報告いたします。会社で造園業もやっており、購入箇所を植栽育成の用地にしたいということで申請が出ております。以前も同じように購入され、適正に使用されているため、地区協議会では許可相当と判断いたしました。  
再度のご審議、よろしくお願ひいたします。
- 12 番 委員 番号 35 番について、報告いたします。チェックリストに基づき調査した結果は、数年前から農業を辞めたため、農地の管理がスムーズにできなくなり、建設会社に分譲住宅用地として売買するものです。現地を確認したところ、住宅地に囲まれ、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 34 番及び 35 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員長 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 議長 番号 34 番及び 35 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成ですので、番号 34 番及び 35 番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 以上で審議は終了いたしました。  
続いて、報告第 1 号から第 4 号について、事務局よりお願ひします。
- 事務局 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、22 ページから 23 ページに記載のとおり、5 件提出されております。
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に

ついて、24 ページから 26 ページに記載のとおり、13 件提出されております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、27 ページに記載のとおり、4 件提出されております。

最後に、報告第4号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、28 ページから 34 ページに記載のとおり、26 件提出されております。

議長 報告第1号から第4号につきまして、ご質問等ござりますか。  
委員長 なし。  
議長 ご質問等もないようですので、続いて協議事項 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、別紙のとおり公表したいので、決定を求めます。  
事務局より提案をお願いします。

事務局 それでは、議案書35ページの協議案件につきまして、ご説明させていただきたいと思います。  
本案件につきましては、農業委員会の重要な業務としての活動目標である3本の柱、1つ目としまして、遊休農地の発生防止・解消、2つ目といたしまして、担い手への農地利用の集積・集約化、3本目としまして、新規参入の促進、ほかにもありますけれども、これら等につきまして、年度当初の目標に対する実績をご報告しまして、公表するものでございます。  
詳細につきましては、別紙のとおり提案させていただきたいと思いますので、ご協議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま、事務局より提案がありましたが、ご意見、ご質問等ござりますか。  
委員長 なし。  
議長 ご意見、ご質問等ないようですので、採決いたします。  
事務局の提案のとおり、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)  
議長 全員賛成ですので、令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、原案のとおり決定

し、公表いたします。

議長 以上で第22回定例総会を終了いたします。

閉会 令和7年5月12日（月）午後3時